

学校適応指導教室設置要領新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、宗像市青少年センター設置条例施行規則<u>第4条(平成15年教育委員会規則第28号)</u>に基づき、学校適応指導教室<u>(以下「適応指導教室」という。)</u>の設置に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 学校不適応児童生徒の増加とその態様の多様化に対応し、個々の児童生徒に応じた学習や体験活動等を行うことにより、共同生活の中で自立する力を養い、学校生活へ復帰できるよう、宗像市青少年センターに適応指導教室を設置する。</p> <p>(事業内容)</p> <p><u>第3条 適応指導教室</u>の事業内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>1 児童生徒に対する指導</u></p> <p>(1) 集団適応指導に関すること。  (2) 学習指導に関すること。  (3) 生活指導に関すること。  (4) 体験活動指導に関すること。  (5) その他、適応指導教室の目的達成に必要な事業に関すること。</p> <p><u>2 保護者に対する相談・指導</u></p> <p>(1) <u>個別相談・指導</u>  (2) <u>保護者会を通して行う相談・指導</u></p> <p><u>3 在籍校との連携</u></p> <p>(1) <u>学校訪問・学級担任者会を利用した児童生徒への支援のあり方に関する連携</u>  (2) <u>日々の密接な情報交換による連携</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、宗像市青少年センター設置条例施行規則<u>(平成10年教育委員会規則第8号)</u>に基づき、学校適応指導教室の設置に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 学校不適応児童生徒の増加とその態様の多様化に対応し、個々の児童生徒に応じた学習や体験活動等を行うことにより、共同生活の中で自立する力を養い、学校生活へ復帰できるよう、宗像市青少年センターに学校適応指導教室<u>(以下「適応指導教室」という。)</u>を設置する。</p> <p>(名称)</p> <p><u>第3条 適応指導教室の通称は、「スクーリング」という。</u></p> <p>(事業内容)</p> <p><u>第4条 「スクーリング」</u>の事業内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 集団適応指導に関すること。  (2) 学習指導に関すること。  (3) 生活指導に関すること。  (4) 体験活動指導に関すること。  (5) その他、適応指導教室の目的達成に必要な事業に関すること。</p>

(適応指導教室室長の責務)

第4条 適応指導教室室長（以下「室長」という。）は、以下の業務を行う。

- (1) 適応指導教室の管理・運営に関すること
- (2) 特別支援教育に関すること

(開室及び指導時間)

第5条 開室は、毎学期、始業式から終業式までとする。

- 2 指導時間は、原則として午前9時40分から午後3時までとする。
- 3 第1項にかかわらず、必要に応じて野外活動などを行うことができる。
- 4 児童生徒の状態に応じ、夏季・冬季休業日期间等の学校の休業日の平日においても自由通室等を行うことができる。

(指導に関わる者)

第6条 適応指導教室の指導には、次の者を充てる。

- (1) 適応指導教室指導員
- (2) 青少年相談員
- (3) ヤングアドバイザー 等

(指導に関わる者の責務)

第7条 指導に関わる者は、次に示す業務の遂行に努めなければならない。

- (1) 個別や小集団による指導を行いながら、基本的な生活習慣を改善し精神的及び社会的な自立を促す。
- (2) 遊びや学習を通じて、集団への適応力を高める。
- (3) 個別または集団で製作活動やスポーツなどを行うことにより、自立心や社会性を育て、併せて、体力の養成に努める。
- (4) 学力に応じた学習をすすめながら、達成感や充足感をあたえ学校復帰への意欲を育てる。
- (5) 団体活動やスポーツ等を通して達成感や充足感を与え、段階的に学校復帰への意欲を育てる。
- (6) 家庭や学校、関係機関との連携を図り、学校復帰ができるよう環境

(開室及び指導時間)

第5条 開室は、毎学期、始業式1週間後から終業式までとする。

- 2 指導時間は、原則として10:00から15:00頃までとする。
- 3 第1項にかかわらず、必要に応じて野外活動などを行うことができる。

(指導員)

第6条 「スクーリング」の指導には、次の者を充てる。

- (1) 適応指導教室指導員
- (2) 青少年相談員
- (3) 臨床心理士
- (4) 指導主事
- (5) ヤングアドバイザー 等

(指導員の義務)

第7条 指導員は、次に示す業務の遂行に努めなければならない。

- (1) 相談を随時行うことにより、心の安定・解放と指導員への信頼関係を図る。
- (2) 遊びや学習を通じて、集団への適応力を高める。
- (3) 個別または集団で製作活動、スポーツなどを行うことにより、自立心や社会性を育て体力の養成に努める。
- (4) 学力に応じた学習をすすめ、成就感・充足感をあたえ、学校復帰への意欲を育てる。
- (5) 家庭や学校、関係機関との連携を図り、学校復帰ができるよう環境

の整備に努める。

(入室対象者)

第8条 入室の対象者は、宗像市立の小・中学校に在籍している児童生徒及び宗像市在住の小・中学生で下記に該当する者とする。

(1) 心理的・情緒的要因等によって長期間欠席している児童生徒

※ただし、次の傾向がある児童生徒の入室については、家庭児童相談室や発達支援センター等の関係機関との協議を行い決定するものとする。

①精神的な疾患や発達障がい認められる児童生徒

②遊び・非行型の児童生徒

(2) 本人と保護者が入室を希望する児童生徒

(入室及び退室)

第9条 適応指導教室への入室を希望する児童生徒の保護者は、入室願(様式第1号)を学校長へ提出するものとし、入室願を受けた学校長は入室申込書(様式第2号)に該当児童生徒が入室に至るまでの指導経緯を明記した書類を添付し、教育委員会へ提出するものとする。

2 教育委員会は、適応指導教室との教育相談の結果や学校・保護者等との相談を踏まえ、適応指導教室に通室することが、学校復帰に向けて効果的と判断した場合に入室を認めるものとする。

入室を許可した時は、入室通知書(様式第3号)により学校長及び室長へ通知するものとする。

3 児童生徒が学校に登校(保健室・図書室・相談室等の別室登校を含む。)するようになった場合で、通学の継続性が認められると学校長が判断した場合、学校長は退室届(様式第4号)を教育委員会に提出するものとする。

4 入室申込みは随時受け付けるものとする。

(通室)

第10条 入室時に保護者と通室方法・通室経路を確認し、保護者の責任において通室するものとする。

2 必要に応じて保護者同伴の通室を求めるものとする。

3 指導時間及び通室・帰宅途中における、入室児童生徒の傷病については、

の整備に努める。

(入室対象者)

第8条 入室の対象者は、宗像市立の小・中学校に在籍している児童生徒及び宗像市在住の小・中学生とする。

(入室及び退室))

第9条 「スクーリング」への入室を希望しようとする児童生徒の保護者は、入室願(第1号様式)を学校長へ提出するものとし、入室願を受けた学校長は入室申込み(第2号様式)を教育委員会へ提出するものとする。

2 教育委員会は、青少年センターでの教育相談の結果や学校・保護者等との相談を踏まえ、「スクーリング」に通室することが、学校復帰に向けて効果的と判断した場合に入室を認めるものとする。

入室の許可は、入室通知者(第3号様式)により学校長及び青少年センター所長へ通知するものとする。

3 「スクーリング」での入室指導が終了した場合、教育委員会は、退室通知書(第4号様式)により学校長への通知するものとする。

4 入室申込みは随時受け付けるものとする。

(通室方法)

第10条 入室時に保護者と通室方法・通室経路を確認し、保護者の責任において通室するものとする。

2 必要に応じて保護者同伴の通室を求めるものとする。

3 指導時間及び通室・帰宅途中における、入室児童生徒の傷病については、

日本スポーツ振興センター法の定めるところによるものとする。

(通室日の認定)

第11条 児童生徒が適応指導教室に通室した日は、在籍学校へ出席したものとす。

2 室長は、入室児童生徒の通室状況記録を教育長へ報告する。

3 教育長は、その記録を学校長に通知する。

(連絡会の開催)

第12条 適応指導教室と入室児童生徒の在籍校の学級担任や保護者との連携を図るため、連絡会を開催するものとする。

(学校復帰への試行)

第13条 室長は、学校及び保護者との連携を図りながら、学校復帰への試行に努めるものとする。

(入室児童生徒の学籍等)

第14条 適応指導教室に入室する児童生徒の学籍等は、次のとおりとする。

(1) 入室する児童生徒の学籍は、原籍校に置くものとする。

(2) 入室する児童生徒の指導要録は、原籍校で作成するものとする。

(委任)

第15条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

日本体育学校健康センター法の定めるところによるものとする。

(通室日の認定)

第11条 児童生徒が「スクーリング」に通室した日は、在籍学校へ出席したものとす。

2 青少年センター所長は、入室児童生徒の通室状況記録を教育長へ報告する。

3 教育長は、その記録を学校長に通知する。

(連絡会の開催)

第12条 青少年センターと入室児童生徒の在籍校の学級担任や保護者との連携を図るため、学期ごとに連絡会を開催するものとする。

(学校復帰への試行)

第13条 青少年センター所長は、学校及び保護者との連携を図りながら、学校復帰への試行に努めるものとする。

(入室児童生徒の学籍等)

第14条 「スクーリング」に入室する児童生徒の学籍等は、次のとおりとする。

(1) 入室する児童生徒の学籍は、原籍校に置くものとする。

(2) 入室する児童生徒の指導要録は、原籍校で作成するものとする。

(委任)

第15条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。